

議案第60号

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成19年2月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
(卸売予定数量等の報告)				(卸売予定数量等の報告)			
第30条 略				第30条 略			
2 略				2 略			
3 卸売業者は、毎月の水産物の取扱状況について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。				3 卸売業者及び仲卸業者は、毎月の水産物の取扱状況について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。			
別表（第36条、第39条関係）				別表（第36条、第39条関係）			
区 分		使 用 料		区 分		使 用 料	
		単 位	金 額			単 位	金 額
略				略			
給水施設		給水量1立方メートルにつき	338円	給水施設		給水量1立方メートルにつき	338円
海水供給施設	海水を市場内で使用する場合	給水量1立方メートルにつき	137円				
	海水を市場外に持ち出す場合	給水量1立方メートルにつき	75円				
略				略			

備考

1 「卸売業務施設」とは、1号上屋から5号上屋まで、7号上屋、活魚上屋及び外港荷揚上屋をいう。

2 略

3 略

4 略

5 略

6 略

7 略

8 略

9 略

10 略

備考

1 略

2 略

3 略

4 略

5 略

6 略

7 略

8 略

9 略

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。